

厚生労働大臣が定める揭示事項

当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

以下の施設基準に適合している旨、四国厚生支局に届出を行っています。

- 情報通信機器を用いた診療に係る基準
- 機能強化加算
- 外来感染対策向上加算
- 医療DX推進体制整備加算
- 時間外対応加算 1
- 地域包括診療加算
- がん性疼痛緩和指導管理料
- 腎代替療法指導管理料
- 慢性腎臓病透析予防指導管理料
- ニコチン依存症管理料
- 在宅療養支援診療所
- 在宅医療DX情報活用加算
- 在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料
- 在宅酸素療法指導管理料の注2に規定する遠隔モニタリング加算
- 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注2に規定する遠隔モニタリング加算
- 人工腎臓
- 導入期加算 1
- 透析液水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算
- 下肢末梢動脈疾患指導管理加算
- 外来・在宅ベースアップ評価料（I）
- 一般名処方加算について
- 酸素の購入単価 小型ボンベ 算定単価:2.35 円

（2025 年 5 月 1 日時点）

届出内容補足

■情報通信機器を用いた診療について

当院は、情報通信機器を用いた診療を行っております。

- ・初診は原則として対面での診療を行う必要がございます。
- ・情報通信機器を用いた診療の初診において、向精神薬の処方はいりません。
- ・情報通信機器を用いた診療が受けられるかについては、担当の医師とご相談ください。

■外来感染対策向上加算について

当院は、院内感染防止対策として、必要に応じて次のような取組を行っています。

- ・感染管理者である院長が中心となり、従業員全員で院内感染対策を推進します。
- ・院内感染対策の基本的考え方や関連知識の習得を目的に、研修会を年 2 回実施します。
- ・感染性の高い疾患（インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等）が疑われる場合は、一般診療の方と導線を分けた診療スペースを確保して対応します。
- ・標準的感染予防策を踏まえた院内感染対策マニュアルを作成し、従業員全員がそれに沿って院内感染対策を推進していきます。
- ・感染対策に関して基幹病院と連携体制を構築し、定期的に必要な情報提供やアドバイスを受け、院内感染対策の向上に努めます。

■医療 DX 推進体制整備加算・在宅医療 DX 情報活用加算について

医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して診療をおこなっています。

オンライン請求を行っており、オンライン資格確認を行う体制を有しています。

居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムの活用により、医師等が患者の診療情報等を取得及び活用できる体制を有しています。

電子処方箋の発行及び電子カルテ情報共有サービスを活用する取り組みを実施してまいります。

■一般名処方加算について

後発医薬品があるお薬については、患者様へご説明の上、商品名ではなく一般名処方（有効成分の名称で処方すること）を行う場合があります。

これにより、特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。